

令和5年第2回臨時会会議録

令和5年第2回菊池市議会臨時会 会期日程表（会期1日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
5月22日	月	本 会 議	開会宣告、開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 質疑・討論・採決 閉会宣告

令和5年 第2回菊池市議会臨時会会議録（目次）

5月22日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	7
2. 本日の会議に付した事件	7
3. 出席議員氏名	8
4. 欠席議員氏名	9
5. 説明のため出席した者の職氏名	9
6. 事務局職員出席者	10
7. 開 会	11
8. 開 議	11
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	11
10. 日程第2 会期の決定	11
11. 日程第3 議案第30号から議案第35号まで一括上程・説明・質疑 ・討論・採決	11
12. 日程第4 議案第36号 上程・説明・質疑・討論・採決	17
13. 日程第5 議案第37号 上程・説明・質疑・討論・採決	20
14. 日程第6 報告第2号及び報告第3号 一括上程・報告・質疑	24
15. 閉 会	25

第 1 号

5 月 2 2 日

令和5年第2回菊池市議会臨時会

議事日程 第1号

令和5年5月22日（月曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（菊池市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第32号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（菊池市都市公園条例の一部を改正する条例）
- 議案第33号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和4年度菊池市一般会計補正予算 第15号）
- 議案第34号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 第5号）
- 議案第35号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和4年度菊池市水道事業会計補正予算 第5号）
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議案第36号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和5年度菊池市一般会計補正予算 第3号）
- 上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第37号 令和5年度菊池市一般会計補正予算（第4号）
- 上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 報告第2号 継続費繰越計算書について（菊池市水道事業会計）
- 報告第3号 繰越計算書について（菊池市下水道事業会計）
- 一括上程・報告・質疑



本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(菊池市税条例の一部を改正する条例)

議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第32号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(菊池市都市公園条例の一部を改正する条例)

議案第33号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和4年度菊池市一般会計補正予算 第15号)

議案第34号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 第5号)

議案第35号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和4年度菊池市水道事業会計補正予算 第5号)

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第36号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和5年度菊池市一般会計補正予算 第3号)

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第37号 令和5年度菊池市一般会計補正予算(第4号)

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 報告第2号 継続費繰越計算書について(菊池市水道事業会計)

報告第3号 繰越計算書について(菊池市下水道事業会計)

一括上程・報告・質疑



出席議員(19名)

1番	本	藤	潔
2番	安	武	睦夫
3番	稲	継	智康
4番	古	田	浩敏
5番	島		春代
6番	大	山	宝治
7番	田	中	教之
8番	福	島	英徳
9番	緒	方	哲郎
10番	後	藤	英夫
12番	東		奈津子

13番 水上 隆光
14番 猿渡 美智子
15番 荒木 崇之
16番 工藤 圭一郎
17番 二ノ文 伸元
18番 泉田 栄一朗
19番 木下 雄二
20番 山瀬 義也

欠席議員（1名）

11番 平 直樹

説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	北島 悠子
総務部長	開田 智浩
市民環境部長	宇野木 浩二
健康福祉部長	中尾 孝浩
経済部長	三池 克徳
建設部長	山田 哲二
七城支所長	古田 十咲
旭志支所長	竹村 秀一
泗水支所長	高島 英輔
財政課長	稲葉 一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	古庄 和彦
市長公室長	中川 敬三
教育長	音光寺 以章
教育部長	村田 義喜
農業委員会事務局長	中原 親弘
水道局長	宇野木 洋一
監査委員事務局長	高木 智生

事務局職員出席者

事務局 長	前 川 幸 輝
事務局 課 長	松 原 憲 一
事務局課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係 長	志 水 利 貞
議 会 係	河 田 真沙恵

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開会

○水上隆光 議長 ただいまの出席議員は19名です。定足数に達していますので、
ただいまから令和5年第2回菊池市議会臨時会を開会します。

○
午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○水上隆光 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、島春代議員及び大山宝治議員を指名します。

○
日程第2 会期の決定

○水上隆光 議長 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

○
日程第3 議案第30号から議案第35号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議案第30号から議案第35号までの6案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご報告をさせて

いただきます。

去る5月12日、本市教育委員会の職員が、酒気帯び運転により摘発されるという事案が発生いたしました。

公務員の倫理が厳しく問われる中、また、飲酒運転の根絶に市職員が率先して取り組むべきところ、春の交通安全運動期間のさなかに、このような事態を招きましたことを大変重く受け止めております。

当該職員に対しましては、5月16日に懲戒処分を行っており、同日、報道公表し、その後、記者会見を行ったところであります。

内容の詳細につきましては、臨時会終了後の月例会におきまして、教育委員会よりご説明をさせていただきます。

今後も、飲酒運転の根絶に向けて真摯に取り組むとともに、より一層交通法規を遵守し、市民から信頼回復に向けて全力で努めてまいりたいと考えております。

(全員起立)

今回の件につきまして、市民の皆様に深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

(全員低頭、着席)

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第30号、議案第31号及び議案第32号の専決処分の報告及び承認を求めることについては、それぞれ、菊池市税条例、菊池市国民健康保険税条例及び菊池市都市公園条例の一部改正を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第33号から議案第35号までは、令和4年度の一般会計補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第30号から議案第35号までにつきまして、ご説明をいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第30号は、菊池市税条例の一部改正でございまして、地方税法の一部改正が令和5年3月31日に公布され、一部の規定を除き、本年4月1日から施行されることに伴い、条例改正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分したものでございます。

開けて、4ページが、専決第5号専決処分書で、専決日は、令和5年3月31日でございます。

改正の内容につきましては、森林環境税導入による徴収方法の追加、軽自動車税のグリーン化特例軽減の期間延長、及び、中小事業者等の償却資産に係る固定資産税特例措置の経過措置などが主な内容で、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、13ページをお願いいたします。

議案第31号は、菊池市国民健康保険税条例の一部改正でございまして、議案第30号と同様に、地方税法施行令の一部改正等に伴い、条例改正の必要が生じたため、地方自治法の規定により専決処分したものでございます。

開けて、14ページが、専決第6号専決処分書で、専決日は、同じく令和5年3月31日でございます。

改正の内容につきましては、国保税の5割軽減判定基準額を28万5,000円から29万円に、2割軽減判定基準額を52万円から53万5,000円に改め、後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円から22万円に改めることにより、保険税負担の公平性及び中低所得者世帯への負担軽減を図るもので、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、17ページをお願いいたします。

議案第32号は、菊池市都市公園条例の一部改正でございまして、国道387号広瀬地内花房坂上部に新設しました公園の名称について、地元との協議を経て、本年3月下旬に公園の名称が決定したため、4月1日の供用開始に当たり、条例改正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分したものでございます。

開けて、18ページが、専決第7号専決処分書で、専決日は、同じく令和5年3月31日でございます。

改正の内容につきましては、新設した公園の名称を「花房さくら坂公園」とするもので、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、21ページをお願いいたします。

議案第33号は、令和4年度一般会計補正予算（第15号）でございまして、令和4年度における税収の見込み、各種交付金及び補助金等の確定に伴う事業費の確

定、これらに伴う起債額の調整並びに主にふるさと納税のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び総合交付金の額の確定に伴う財源の組替えなどの予算調整を行う必要があり、年度末に当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分したものでございます。

開けて、22ページが、専決第2号専決処分書で、専決日は、令和5年3月30日でございます。

24ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1,915万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ287億5,025万3,000円とするものでございます。

それでは、まず歳入につきまして、事項別明細によりご説明いたします。

32ページをお願いいたします。

1 枠目の款1 市税、項1 市民税5,932万6,000円の増額及び2 枠目の項2 固定資産税2,369万6,000円の増額は、税収見込みによる市税の増でございます。

33ページをお願いいたします。

最下段の枠の目1 地方消費税交付金1億1,265万4,000円の増額は、交付額確定によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

下から2 枠目の目1 地方交付税2億7,400万5,000円の増額は、特別交付税の交付額確定によるものでございます。

37ページをお願いいたします。

2 枠目の目2 総務費県補助金2,832万6,000円の増額は、主に、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金の交付額確定によるものでございます。

39ページをお願いいたします。

最下段の枠の款18 寄附金2,413万4,000円の増額は、主に、企業版ふるさと納税寄附金の寄附額確定によるものでございます。

40ページをお願いいたします。

1 枠目の目2 減債基金繰入金1億4,146万2,000円の減額は、地方交付税や市税などの歳入増に伴う繰入金の減でございます。

41ページをお願いいたします。

款22 市債につきましては、開けて42ページまでとなっております起債対象事業費の確定に伴う起債額の変更や、交付税の措置がない起債の減額でございまして、合計で2億7,160万円の減となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

43ページをお願いいたします。

2 枠目の目4 財産管理費2億6,426万8,000円の増額は、地方交付税や市税などの歳入増に伴う財政調整基金への積立額の増でございます。

最下段の枠の目9 地域振興費のうち、開けて、44ページ、最上段のふるさと納税促進事業621万6,000円の減額は、主に、がんばるふるさと菊池応援寄附金の確定に伴う基金への積立額の減でございます。

46ページをお願いいたします。

2 枠目の目1 社会福祉総務費6,519万2,000円の減額は、主に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の事業費確定によるものでございます。

50ページをお願いいたします。

2 枠目の目2 予防費4,733万8,000円の減額は、主に、新型コロナウイルスワクチン接種の事業費確定によるものでございます。

56ページをお願いいたします。

目2 商工業振興費1,777万5,000円の減額は、主に、プレミアム付き商品券事業の事業費確定によるものでございます。

64ページをお願いいたします。

最下段の枠の目1 農林水産災害復旧費のうち、節18 負担金補助及び交付金269万5,000円の増額は、落雷被害に伴う七城町特産品センターの冷蔵施設復旧に対する負担金でございます。

ページ戻りまして、29ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

内容としましては、起債対象事業費の確定に伴う起債額の変更や、交付税の措置がない起債の減額でございまして、公営住宅建設事業債や一般事業債など、合計2億7,160万円の減額となっております。

次に、69ページをお願いいたします。

議案第34号は、令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を、議案第33号と同様に、地方自治法の規定により専決処分したものでございまして、開けて、70ページが、専決第3号専決処分書で、専決日は、同じく令和5年3月30日でございます。

72ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から3億4,000万円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,865万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、事業費の確定及び普通交付金の確定によるものでございます。

次に、79ページをお願いいたします。

議案第35号は、令和4年度水道事業会計補正予算（第5号）を、議案第33号及び議案第34号と同様に、地方自治法の規定により専決処分したものでございまして、開けて、80ページが、専決第4号専決処分書で、専決日は、同じく令和5年3月30日でございます。

83ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条におきまして、水道事業収益を1,594万2,000円増額し、水道事業費用を1万4,000円増額するものでございます。

補正の内容につきましては、令和4年度の決算に当たり、営業収益の増加及び営業費用の減少等により、消費税納付額が増えたものでございます。

以上、議案第30号から議案第35号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第30号から議案第35号までは、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。

議案第31号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、国民健康保険税の課税限度額の見直しが行われている点であります。今回の条例改正によって、現行の課税限度額のうち、後期高齢者支援金等課税限度額が20万円から22万円に引き上げられています。これに伴い、課税限度額が現行の102万円から104万円へと引き上げられます。この課税限度額は、基礎課税限度額、後期高齢者支援金等課税限度額と合わせて、昨年も3万円引き上げられており、毎年のように負担増が繰り返されております。

提案理由では、中所得層への軽減を図ると述べられましたが、菊池市をはじめ多くの市町村で保険料は所得600万円前後で上限に達しており、このように繰り返し限度額が引き上げられれば、高額所得層とは言えない中間層に重い負担となってきます。かつてない物価高騰の中、市民の暮らしが厳しいときに行政がやるべきことは、限度額の引上げではなく、国庫負担増による保険料の引下げを地方としても国に強く求め、自治体独自でも一般会計の法定外繰入れや基金の活用などで、高過ぎる国保税の引上げを行うことであります。

以上の理由から、本議案には反対します。

○水上隆光 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 なければ、これで討論を終わります。

これより採決します。

ただいま討論がありました議案第31号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第30号及び議案第32号から議案第35号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第30号及び議案第32号から議案第35号は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、討論がありました議案第31号は、起立により採決します。

お諮りします。議案第31号については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第31号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第4 議案第36号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第4、議案第36号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案書の89ページをお願いいたします。

議案第36号は、令和5年度の一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めますのでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 議案書の89ページをお願いいたします。

議案第36号は、令和5年度一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法の規定により専決処分したものでございまして、子育て世帯生活支援特別給付金について、国の指針等に基づき、5月中に支給を行う必要がございましたので、補正予算の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

開けて、90ページが、専決第8号専決処分書で、専決日は、令和5年4月20日でございます。

92ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に8,395万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ276億5,178万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、食費等の物価高騰などに直面し、影響を特に受ける低所得者の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給するものでございます。

なお、事業実施のための財源につきましては、全額国費で賄われるため、市の持ち出しはございません。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

96ページをお願いいたします。

目3民生費国庫補助金8,395万4,000円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金の事業費及び事務費補助金でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

97ページをお願いいたします。

目1児童福祉総務費3,811万3,000円の増額は、ひとり親世帯以外のその他の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金及び事務費でございます。

1段目の節3職員手当等36万円の増額は、職員の時間外勤務手当でございます。

3段目の節11 役務費19万6,000円の増額は、郵便料及び口座振込手数料でございます。

4段目の節19 扶助費3,750万円の増額は、その他の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金でございます。

同じく、目4 母子福祉費4,584万1,000円の増額は、低所得のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金及び事務費でございます。

職員の時間外手当、郵便料等のほか、下から2段目の節12 委託料26万4,000円の増額は、システム改修委託料でございます。

最下段の節19 扶助費4,500万円の増額は、低所得のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金でございます。

以上、議案第36号の説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時28分

開議 午前10時38分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第36号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第36号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第36号については、原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第5 議案第37号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第5、議事第37号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の99ページをお願いいたします。

議案第37号、令和5年度一般会計補正予算（第4号）につきましては、予算の総額に2億906万4,000円を追加するものでございまして、補正の内容としましては、住民税非課税世帯等に対する、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金によるものでございます。

国の補正予算の成立に伴い、早急に事業を進める必要があると判断しましたために、臨時会を招集させていただくものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 議案書99ページ、議案第37号、令和5年度一般会計補正予算（第4号）でございます。

開けて、100ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に2億906万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ278億6,084万7,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、エネルギーや食料品などの価格高騰の影響を受けた住民税非課税世帯等に対する、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金による増額となっております。

それでは、まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

104ページをお願いいたします。

目2総務費国庫補助金2億906万4,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重

点支援給付金の財源でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

105ページをお願いいたします。

目1 社会福祉総務費2億906万4,000円の増額は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び事務費でございます。

下から2段目の節12委託料926万5,000円の増額は、システム改修委託料や給付事務等委託料でございます。

最下段の節19扶助費1億9,500万円の増額は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金でございます。

以上、議案第37号の説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時43分

開議 午前10時51分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 では、議案第37号について質疑をいたします。

今回は、国の施策によって、生活困窮者の方に3万円をお配りするという、支給するということではありますが、さっきの出たひとり親世帯の方に5万円を支給するというのの委託料のところ、対象が900人で26万4,000円、これは議案の主要施策の専決のほうの4ページになります。ですから、これは人数で割ると293円になるんですね。今回は6,500世帯が対象ということですけども、委託料の926万5,000円を対象者で割ると、1,425円と委託料が4.8倍にもなります。なぜ、こんなに4.8倍と高いのか、委託料がですね、お尋ねしたいと思います。1点目です。

その理由としては、そのコールセンターとか、そういうのは片一方は設置するからということではありますが、電算の改修手数料に290万円ぐらいかかっているということなんですよね、内訳でいくと。前回も出しているのに、何で電算の委託料に、6,500人を抽出するのに290万円も改修委託料がかかるのか。

2点お尋ねいたします。

○水上隆光 議長　ここで、暫時休憩します。

○

休憩　午前10時54分

開議　午前10時58分

○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。
中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長　改めまして、おはようございます。荒木議員からの質疑にお答えいたします。

二つあったかと思えますけれども、これにつきましては、システム会社等からの見積りを徴した金額を計上しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長　荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員　今、システム会社からの見積りをそのまま計上したということですが、私が記憶しているときに、民主党から自民党政権に替わったときに、子ども手当を子どものための手当というふうに変えたんですね。それを「の」を入れただけで、システム改修に72万円ぐらい上げてきたことがあったので、これ便乗値上げじゃないかということで、議会で問題になったら、システム会社が、ほかのところ、合志市とか、同じシステムを使っているところでは半額以下というのが分かったんですよ。何も精査せずに、システム会社が上げてきたのをそのまま計上したということよろしいですか。

○水上隆光 議長　中尾健康福祉部長。

[登壇]

○中尾孝浩 健康福祉部長　荒木議員の再質疑にお答えします。

他市の状況等につきましては、今回、システム改修等の部分については比較をしておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長　荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員　答弁では、そのまま計上したと、他市とも比較をしてないということですが、仮に、これ総務部長、否決になったら、これはどういうふう処置がされるんでしょうか。もう3回目ですので、これ以上聞けないんで

すけど、否決になったら、この議案を否決したら給付ができなくなるのか、お尋ねをします。

○水上隆光 議長 暫時休憩します。

○
休憩 午前11時01分

開議 午前11時04分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、ただいまの質疑について、お答えをいたします。

本事業につきましては、国からの制度でございまして、住民税非課税世帯に対します現状の様々な価格高騰に対する支援措置ということでございますので、先ほどの見積りのことにつきましては、今後、十分予算計上の際には精査をさせていただきたいと思っておりますが、先ほど申しましたこの事業の趣旨をどうかご理解いただきまして、議決のほうをお願い申し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○水上隆光 議長 ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第37号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第37号について、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第37号については、原案の

とおりに可決することに決定しました。

○

日程第6 報告第2号及び報告第3号 一括上程・報告・質疑

○水上隆光 議長 次に、日程第6、報告第2号及び報告第3号の2件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、議案書の107ページをお願いいたします。

報告第2号は、水道事業会計の継続費繰越計算書についてでございます。

水道事業会計において、令和4年度までに継続費の設定を行った事業について、議会に報告するものでございます。

開けて、108ページが、令和4年度菊池市水道事業会計継続費繰越計算書でございます。

右から4列目の翌年度通次繰越額は、旭志西部第四水源池施設整備事業につきまして、3,990万円、穴川第二水源池施設整備事業につきまして、2,440万8,000円となっております。

令和4年度の支出予定額のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、規定により、その額を継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができるため、繰り越すものでございます。

次に、109ページをお願いいたします。

報告第3号は、下水道事業会計の繰越計算書についてでございます。

下水道事業会計において、令和4年度から令和5年度へ繰越しを行いましたので、議会に報告するものでございます。

開けて、110ページが、令和4年度下水道事業会計繰越計算書でございます。

繰越件数は、令和4年度下水道施設改築更新事業の1件、中ほどの翌年度繰越額が5,921万円となっております。

繰越しの要因につきましては、浄水センター改築工事において、材料となる機器の単価高騰に伴い、工事設計内容の変更に時間を要したため、委託業務の適正な工期が確保できなかったものでございます。

以上、報告第2号及び報告第3号につきまして報告させていただきます。

○水上隆光 議長 以上で、報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了し、今臨時会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和5年第2回菊池市議会臨時会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

閉会 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 水 上 隆 光

菊池市議会議員 島 春 代

菊池市議会議員 大 山 宝 治

付 録

令和5年第2回臨時会付議事件一覧及び審議結果表

(5月22日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第30号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第31号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第32号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市都市公園条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第33号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和4年度菊池市一般会計補正予算 第15号)	原案承認
議案第34号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 第5号)	原案承認
議案第35号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和4年度菊池市水道事業会計補正予算 第5号)	原案承認
議案第36号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和5年度菊池市一般会計補正予算 第3号)	原案承認
議案第37号	令和5年度菊池市一般会計補正予算 (第4号)	原案可決
報 告		
報告第2号	継続費繰越計算書について (菊池市水道事業会計)	原案報告
報告第3号	繰越計算書について (菊池市下水道事業会計)	原案報告